

令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託
に係るプロポーザル募集要領

令和8年4月
磐田市 こども未来課

1 案件名称

令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本事業の目的は、「磐田市こども若者会議」の運営支援を通じて、こどもや若者が自らの意見を表明する場を安定的に確保・運用し、参加者の成長を促すことである。あわせて、集約した意見を市政の意思決定プロセスに適切に反映させる仕組みを構築・強化し、こどもの権利の周知・啓発を推進する。

については、本事業の実施にあたり、こどもや若者の参画促進や意見表明の機会創出に関するノウハウ、およびこどもの権利に関する高度な専門性と豊富な知見を有する民間事業者から、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

- ・磐田市こども若者会議の運営業務
- ・成果発表支援業務
- ・その他

※具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約限度額）

金1,300,000円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

令和8年7月上旬～令和9年2月28日

(5) 履行場所

磐田市 こども部 こども未来課他

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

会議参加者名簿、オンラインプラットフォーム（いわたのくらしラボ）による意見徴収内容等、業務に必要な調査結果データ等を提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

磐田市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

(4) 再委託について

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等に当てはまるものについて、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和 8 年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 スケジュール

・公募開始	令和 8 年 4 月 17 日（金）
・質問受付期限	令和 8 年 4 月 22 日（水）
・質問に対する回答	令和 8 年 4 月 30 日（木）
・参加表明期限	令和 8 年 5 月 1 日（金）
・企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）
・プレゼンテーション実施日	令和 8 年 5 月 27 日（水）
・結果通知	令和 8 年 6 月 3 日（水）
・契約締結・事業開始	令和 8 年 7 月上旬頃
・事業完了	令和 9 年 2 月 26 日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- ア 受付期間 令和8年4月17日（金）から令和8年5月1日（金）
17時まで
- イ 提出書類 参加表明書（様式第1号）
- ウ 提出方法 電子メールにより電子データを送付することとする。
提出するデータのファイル形式は、原則としてPDF形式とすること。
メールアドレス： kodomo@city.iwata.lg.jp
件名：【令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託】参加表明（事業者名）

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年4月17日（金）から令和8年4月22日（水）17時まで
- イ 提出方法 電子メール（様式不問）により提出し、到着確認を必ず行うこと。
メールアドレス： kodomo@city.iwata.lg.jp
件名：【令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託】
企画提案に関する質問（事業者名）
- ウ 回答 原則として電子メールにより回答する。なお、他の事業者の企画提案に影響を及ぼす恐れがあるものについては、必要に応じて市ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とし、様式は任意とする。
- イ 企画提案書の枚数は、30ページ以内とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- (ア) 磐田市こども若者会議の実施内容について
- ・会議の基本方針（市が定める目的との整合性）
 - ・会議参加者が得られる技能
 - ・会議運営内容における独自性、特徴等
 - ・会議内容とタイムスケジュール
 - ・成果物についての提案

- (イ) 意見聴取について
 - ・ファシリテーションの方法
 - ・こども若者から聴取した意見に関する分析及び報告方法
 - ・意見聴取したこどもや会議参加者へのフィードバック方法
- (ウ) 成果発表について
 - ・令和8年10月に開催を予定している「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムにおける成果発表方法の提案
 - ・イベント全体における構成やこどもの権利周知啓発方法への助言・提案
- (エ) メインファシリテーターについて
 - ・氏名、経歴、研修実績等について記載すること。
- (オ) その他
 - ・業務の実施体制

エ 受付期間 令和8年4月17日（金）から令和8年5月15日（金）17時まで

オ 提出方法は、電子メールにより電子データを送付することとする。提出するデータのファイル形式は、原則としてPDF形式とすること。
本市は10MBを超える電子データを受信できないため、10MBを超える場合には、本市に連絡すること。
メールアドレス：kodomo@city.iwata.lg.jp
件名：【令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託】企画提案書
（事業者名）

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託に係るプロポーザル選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
 - (ア) 開催日時
令和8年5月27日（水）※時間は後日通知する
 - (イ) 場所
iプラザ 3階 小会議室（磐田市国府台57-7）

(ウ) 内容・方法

1社につき、企画提案書説明15分＋質疑応答15分、計30分とする。なお、プレゼンテーションに係る準備時間は時間に含まないものとする。

メインファシリテータを参加させること。

エ 各選定委員が採点した点数の平均点を各提案の点数とし、総合得点の60%を最低基準とする。それに達しない場合は優先交渉権者を決定しない。

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査項目のうち、

2 企画力・構成力の得点が高い方とする。

また、評価経過及び結果等に関する問い合わせには、一切応じないこととする。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ・基本方針の適合性【5点】
- ・企画力・構成力【45点】
- ・成果発表（成果物）【15点】
- ・講師・ファシリテーター【10点】
- ・実施体制【5点】

※詳細については別紙「審査評価表」参照

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に電子メールにより通知し、また、本市ホームページに掲載する。

選定結果通知日：令和8年6月3日（水）

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「磐田市情報公開条例（平成17年4月1日条例第25号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（磐田市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置又は磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ク プロポーザルに参加する業者が一人となった場合でも、プロポーザルは実施する。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとする。

(2) 提出先、問合せ先

〒438-0077 静岡県磐田市国府台57-7

磐田市 こども部こども未来課

担当 浦野・今井

TEL 0538-37-2808

FAX 0538-37-4631

Mail kodomo@city.iwata.lg.jp